

平成25事業年度財務諸表の注記

(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)

特定非営利活動法人ザンビアの辺地医療を支援する会

1) 重要な会計方針

- ①財務諸表の作成に当たっては、NPO法人会計基準によって作成する
- ②為替レートの換算に際しては、円・ドル換算については送金時のレートの平均(1ドル100.05円)を、ドル・クワチャ換算についてはドルのクワチャ両替時のレートの平均(1ドル5424クワチャ)を用いて換算する
- ③ザンビアにおける事務所兼住居費及び水道光熱費については、事業費として8割、管理費として2割を計上する。ザンビアにおける通信費は事業費10割として計上する
- ④平成24年には管理費としていた「旅費交通費(ザンビア渡航費)」「海外旅行保険」「減価償却費」については、事業実施に不可欠であることから事業費に計上する
- ⑤流動資産の内、手元現金については巡回診療事業用特定資産として計上する

2) 経常収益の内訳について

(1)会費収入内訳について

①賛助会員は140名となり、賛助会費総額は144.5万円であった。

(2)寄付金収入内訳について

①寄付金は、5,656,170円で、山元香代子氏からが510万50円であった

(3)その他収益について

①雑収益の40,407円はマラリア防止の蚊帳を住民に配布する際に、無料配布とすると魚の網等に使用されるために徴収したものである(実費以下)

3) 経常費用の内訳について

(1)事業費内訳について

①人件費の給料手当は常時雇用しているドライバー2人分の給与手当である

②人件費の臨時雇い賃金は巡回診療に際して雇用しているスタッフ等の手当である

③その他経費の内、研修費はCHW研修に要した経費である

④その他経費の内、啓発活動費は地域住民啓発に要した経費である

⑤その他経費として、車の減価償却費47.4万円を計上している

⑥その他経費の内、雑費はコピー代やミネラルウォーター代等の経費である

(2)管理費の内訳について

①人件費の給料手当は現地事務所の管理補助員の手当である

②その他経費の内、雑費はインカートリッジ代、殺虫剤等の経費である

③その他経費の内、為替差損はドルで預金している額の為替変動等によるものである

4) 使途等が制約された寄付等はなかった

5) 固定資産の増減の内訳は、車の減価償却による47.4万円の減である

6) 借入金の増減はなかった

7) 役員及びその近親者との取引はなかった